

駒ヶ根市防災行政無線システム戸別受信機貸与実施要綱

〔 令和 6 年 11 月 8 日 〕
告 示 第 193 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、駒ヶ根市防災行政無線システムにおいて、戸別受信機を媒体として災害・防災情報などの緊急情報を配信することにより、安心安全な暮らしの実現を図るため、その戸別受信機の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(戸別受信機の種類)

第 2 条 戸別受信機の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 音声専用戸別受信機 音声で防災情報等を出力する機器をいう。
- (2) 文字表示機能付き戸別受信機 音声及び文字表示で防災情報等を出力する機器をいう。

(音声専用戸別受信機の貸与対象者)

第 3 条 音声専用戸別受信機の貸与を受けることができる者（以下「貸与対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、次条の規定により文字表示機能付き戸別受信機の貸与を受ける者を除く。

- (1) 市内に住所を有し、居住している 75 歳以上のみの世帯の世帯主
- (2) その他市長が特に必要と認める者

2 音声専用戸別受信機は、貸与対象者ごとに 1 台を無償貸与するものとする。

(文字表示機能付き戸別受信機の貸与対象者)

第 4 条 文字表示機能付き戸別受信機の貸与を受けることができる者（以下「文字表示付き貸与対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、居住している者で聴覚の障害（障害者手帳等級 2 級又は 3 級）を理由として身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者（社会福祉施設等に入所している者、寄宿舍又は寮その他これらに類するものに入居している者を除く。）の属する世帯の世帯主
- (2) その他市長が特に必要と認める者

2 文字表示機能付き戸別受信機は、文字表示付き貸与対象者ごとに 1 台を無償貸与するものとする。

(貸与の申請)

第 5 条 音声専用戸別受信機の貸与を受けようとする者は、駒ヶ根市防災行政無線システム戸別受信機貸与申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を、文字表示機能付き戸別受信機の貸与を受けようとする者で、前条第 1 項第 1 号に該当するものは、申請書に身体障害者手帳の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第 6 条 市長は、戸別受信機の設置又は引渡しをもって、貸与の決定を行ったものとする。

(戸別受信機の返還)

第 7 条 戸別受信機の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、市外への転出、そ

の他の理由により戸別受信機を必要としなくなったときは、すみやかに駒ヶ根市防災行政無線システム戸別受信機返還届（様式第2号）を市長に提出し、戸別受信機を返還しなければならない。

（戸別受信機の管理等）

第9条 使用者は、戸別受信機を善良な利用及び管理をもって取り扱い、戸別受信機を使用できない等の異常を発見したときは、すみやかにその状況を市長に届け出なければならない。

2 使用者は、戸別受信機の全部又は一部を故意若しくは過失により亡失し、又は毀損したときは、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

3 使用者は、戸別受信機を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

（費用の負担）

第10条 戸別受信機の維持管理に要する費用のうち、次に掲げる費用は、使用者の負担とする。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

(1) 戸別受信機に係る電気料金及び電池交換に関する費用

(2) 使用者の故意又は過失による損傷に伴う修理に要する費用

(3) 使用者が戸別受信機（外部アンテナ等を含む。）を移設する場合に要する費用

(4) 電源延長コード及びそれらに類する機器購入に係る費用

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。